

CURTIN v. UNITED TRADEMARK HOLDINGS, INC.事件、上訴番号 2023-2140 (CAFC、2025年5月22日)。Taranto裁判官、Hughes裁判官、Barnett裁判官による審理。商標審判部(TTAB)の決定を不服としての上訴。

背景:

United Trademark Holdings社(UTH)は、人形やおもちゃのフィギュアの商標である「RAPUNZEL」を登録申請した。人形収集家のRebecca Curtin氏は、この商標は一般的かつ記述的なものであり、商標として機能していないとして、ランハム法(Lanham Act)§1063に基づき登録に異議を唱えた。Curtin氏は、登録は競争を損なうものであり、おとぎ話をテーマにした製品の消費者のコストを増加させるものであると主張した。UTH社は、Curtin氏の主張は法的根拠に欠けるものであるとして、同氏の異議申立に対する棄却申立を行った。TTABはLexmark事件における規則を適用し、Curtin氏には§1063に基づく登録異議申立を行う法的権利がないと判断し、Curtin氏の異議申立を棄却した。Curtin氏はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

TTABが、Lexmark事件の利益範囲(zone-of-interests)の規則を§1063に基づく異議申立手続きに適用したのは正しいことであったか。然り、原決定が確認支持された。

審理内容:

Curtin氏は、TTABは、異議申立には「真の利益(real interest)」と「合理的な根拠(reasonable basis)」のみを必要とする、より寛容なRitchie v. Simpson事件の判決のテストを適用すべきだったと主張した。同氏は、異議申立手続きは法定訴訟原因とは異なる行政事項であるため、Lexmark事件は適用されないと主張した。UTH社は、Lexmark事件の利益範囲(zone-of-interests)の規則が適用され、Curtin氏は単なる消費者として欠けていた商業上の利益を証明する必要があると主張した。

CAFCは、複数の理由から、Ritchie事件ではなくLexmark事件において適切な規則が示されたと判断した。まず、別の判例で「不道徳または中傷的な(immoral or scandalous)」商標禁止が無効とされたことにより、Ritchie事件の法定根拠が損なわれた。Ritchie事件のテストは、その特定の条項を解釈している間に開発されたものであり、その条項が違憲となったことにより、Ritchie事件の分析の先例価値が損なわれたからである。第二に、CAFCは、Ritchie事件には個人的/道徳的な課題が含まれているのに対し、Curtin氏の主張(一般的、記述的、機能性)は商業的根拠に基づいており、Lexmark事件の商業重視の規則の方が適切であると指摘した。第三に、CAFCは、別の判例によりLexmark事件が§1064に基づく取消手続きに適用されることがすでに立証されていることを指摘し、§1063(異議)と§1064(取消)は法定言語がほぼ同一であるため一貫して扱われるべきであると論じ、Curtin氏の行政上/法定上の区別を棄却した。

従って、CAFCはLexmark事件の判決を適用した。同判決では、(1)原告の利益が当該法の保護範囲に含まれること、(2)被告の違反と原告の損害との間に近接因果関係(proximate causation)があることという2つの要素から成るテストを満たすことが求められている。Curtin氏は、消費者の利益はランハム法の保護範囲に含まれると主張したが、UTH社は商標法は消費者ではなく商業上の競争相手を保護すると主張した。CAFCは、一般的、記述的、もしくは機能性の根拠に基づく異議申立は、ランハム法の「商業を規制する(regulate commerce)」および「そのような商業に携わる者を不正競争から保護する(protect persons engaged in such commerce against unfair competition)」という目的の範囲内であるため、消費者の利益ではなく商業上の利益を保護するものであるとした。また、CAFCは、Curtin氏が主張する損害はあまりにも遠くかけ離れており推測的なものであり、商業行為者が最初に被った損害から派生した「三次的影響(tertiary effects)」を構成するため、近接因果関係(proximate causation)の要件を満たしていないとした。